

中華人民共和国大気汚染防止法
(1987年9月5日第六期全国人民代表大会常務委員会第二十二回会議通過
1995年8月29日第八期全国人民代表大会常務委員会第十五回会議の
「『中華人民共和国大気汚染防止法』改正に関する決定」に基づき修正
2000年4月29日第九期全国人民代表大会常務委員会第十五回会議で第一回改正
2015年8月29日第十二期全国人民代表大会常務委員会第十六回会議で第二回改正)

目次

- 第一章 総則
- 第二章 大気汚染防止基準と期限内基準達成計画
- 第三章 大気汚染防止の監督管理
- 第四章 大気汚染防止措置
 - 第一節 燃料炭その他エネルギーによる汚染の防止
 - 第二節 工業による汚染防止
 - 第三節 自動車・発動機船などによる汚染の防止
 - 第四節 飛散粉じん汚染防止
 - 第五節 農業その他による汚染防止
- 第五章 重点区域大気汚染共同防止
- 第六章 重汚染気象対応
- 第七章 法的責任
- 第八章 付則

第一章 総則

第一条 環境を保護・改善し、大気汚染を防止し、公衆の健康を保障し、エコ文明建設を推進し、経済社会の持続可能な発展を促進するために、本法を制定する。

第二条 大気汚染の防止は、大気環境質の改善を目標とし、発生源対策を堅持し、計画を先行させ、経済発展方式を転換し、産業構造と配置の最適化を図り、エネルギー構造を調整しなければならない。

大気汚染防止においては、燃料炭、工業、自動車・発動機船、飛散粉じん、農業など大気汚染の総合防止を強化し、区域大気汚染共同防止を推進し、粒子状物質、二酸化硫黄、窒素酸化物、揮発性有機化合物、アンモニアなど大気汚染物質と温室効果ガスの協同制御を実施しなければならない。

第三条 県級以上の人民政府は、大気汚染防止業務を国民経済社会発展計画に盛り込み、大気汚染防止への財政支出を増やさなければならない。

地方各級人民政府は、管轄行政区域の大気環境質に責任を負い、計画を制定し、対策をとり、大気汚染物質の排出量を抑制もしくは段階的に削減し、大気環境質の定められた基準を達成し、かつ段階的に改善しなければならない。

第四条 国務院環境保護主管部門は、国務院関係部門と協力し、国務院の規定に基づき、省・自治区・直轄市の大気環境質改善目標、大気汚染防止重点任務の達成状況を査定する。省・自治区・直轄市人民政府は、査定規則を制定し、管轄行政区域内の地方大気環境質改善目標、大気汚染防止重点任務達成状況を査定する。査定結果は、社会に公表しなければならない。

第五条 県級以上の人民政府の環境保護主管部門は、大気汚染防止の統一的監督管理を実施する。

県級以上の人民政府のその他の関係部門は、それぞれの職責の範囲内で大気汚染防止の監督管理を実施する。

第六条 国は、大気汚染防止科学技術研究を奨励、支援し、大気汚染源およびその変化動向の分析を実施し、先進的で適正な大気汚染防止技術と装置、設備を広め、研究成果の実用化を促進し、科学技術の大気汚染防止におけるサポート作用を発揮させる。

第七条 企業・団体その他の事業者は、効果的な措置を採り、大気汚染を防止、減少させ、発生させた損害について法的責任を負わなければならない。

国民は、大気環境保護意識を高め、低炭素・儉約生活様式を採用し、自覚的に大気環境保護義務を履行しなければならない。

第二章 大気汚染防止基準と期限内基準達成計画

第八条 国務院環境保護主管部門もしくは省・自治区・直轄市人民政府が大気環境質基準を制定する際は、公衆の健康保障と生態環境保護を旨とし、経済社会発展と調和させ、科学的合理的なものにしなければならない。

第九条 国務院環境保護主管部門もしくは省・自治区・直轄市人民政府が大気汚染物質排出基準を制定する際は、大気環境質基準と国の経済的、技術的条件を根拠としなければならない。

第十条 大気環境質基準、大気汚染物質排出基準を制定する際は、専門家に審査と論証を行わせ、関係部門、業界団体、企業・団体および公衆などから意見を求めなければならない。

第十一条 省級以上の人民政府環境保護主管部門は、そのウェブサイト上に大気環境質基準、大気汚染物質排出基準を公開し、公衆が無償で閲覧、ダウンロードできるようにしなければならない。

第十二条 大気環境質基準、大気汚染物質排出基準の執行状況を定期的に評価し、評価結果に基づき基準を適時改訂しなければならない。

第十三条 燃料炭、石油コークス、バイオマス燃料、塗料など揮発性有機化合物を含む製品、花火、爆竹およびボイラーなどの製品の品質基準を制定する際は、大気環境保護の要求を明示しなければならない。

燃料油品質基準を制定する際は、国家大気汚染物質規制要求に適合しなければならないが、また自動車・発動機船、非道路移動用機械の国家大気汚染物質排出基準との整合性を図り、同時に実施しなければならない。

前項の非道路移動用機械とは、発動機を配備した移動機械と輸送可能な工業設備を指す。

第十四条 国家大気環境質基準に達していない都市の人民政府は、速やかに大気環境質の期限内基準達成計画を策定し、対策を採り、国務院もしくは省級人民政府が定める期限内に大気環境質基準を達成しなければならない。

都市大気環境質期限内基準達成計画策定の際は、関係業界団体、企業・団体、専門家および公衆などの意見を求めなければならない。

第十五条 都市大気環境質期限内基準達成計画は、社会に公開しなければならない。直轄市と区設置市の大気環境質期限内基準達成計画は、国務院環境保護主管部門に登録しなければならない。

第十六条 都市の人民政府が毎年同級人民代表大会もしくはその常務委員会に環境状況と環境保護目標達成状況を報告する際に、大気環境質期限内基準達成計画の執行状況を報告し、社会に公開しなければならない。

第十七条 都市大気環境質期限内基準達成計画は、大気汚染防止の要求と経済的、技術的条件に基づき適時評価、改訂しなければならない。

第三章 大気汚染防止の監督管理

第十八条 企業・団体その他の事業者が大気環境に影響のあるプロジェクトを建設する際は、法に従い環境影響評価を行い、環境影響評価文書を公開しなければならない。

ない。大気中に汚染物質を排出する場合は、大気汚染物質排出基準に適合し、重点大気汚染物質排出総量規制要求を順守しなければならない。

第十九条 工業廃ガスもしくは本法第七十八条に定めるリストに列記された有毒有害大気汚染物質を排出する企業・団体、集中暖房設備の石炭熱源事業者およびその他の法に従い汚染排出許可管理対象となる事業者は、汚染排出許可証を取得しなければならない。汚染排出許可の具体的方法と実施手順は国務院が定める。

第二十条 企業・団体その他の事業者が大気中に汚染物質を排出する場合は、法令と国務院環境保護主管部門の定めに従い、大気汚染物質の排出口を設置しなければならない。

闇排出、監視データの改ざんもしくは偽造、現場検査回避を目的とする臨時休業、非緊急時の緊急排気口開放、大気汚染防止施設の異常運転などの方法で監督管理を忌避して大気汚染物質を排出することを禁止する。

第二十一条 国は、重点大気汚染物質排出に対して総量規制を実施する。

重点大気汚染物質排出総量規制目標は、国務院環境保護主管部門が国務院関係部門と各省・自治区・直轄市人民政府の意見を求めたうえ、国務院経済総合主管部門と共同で国務院に報告し、批准後に下達し実施する。

省・自治区・直轄市人民政府は、国務院が下達した総量規制目標に従い、管轄行政区域の重点大気汚染物質の排出総量を抑制もしくは削減しなければならない。

総量規制目標の決定と総量規制指標の割り振りに関する具体的方法は、国務院環境保護主管部門が国務院関係部門と共同で定める。省・自治区・直轄市の人民政府は、管轄行政区域の大気汚染防止需要に基づき、国家重点大気汚染物質以外の大気汚染物質の排出について総量規制を行うことができる。

国は、重点大気汚染物質排出権取引を段階的に推進する。

第二十二条 国家重点大気汚染物質排出総量規制指標を超えたり、国が下達した大気環境質改善目標が未達成の地区に対して、省級以上の人民政府環境保護主管部門は、関係部門と共同で当該地区人民政府の主な責任者を喚問し、当該地区の新たに重点大気汚染物質排出総量を増やす建設プロジェクトの環境影響評価文書審査を中断しなければならない。喚問状況は、社会に公開しなければならない。

第二十三条 国務院環境保護主管部門は、大気環境質と大気汚染源の監視・評価規範の制定、全国大気環境質と大気汚染源監視網の建設と管理および大気環境質と大気汚染源監視実施の取りまとめ、全国大気環境質状況情報の取りまとめと公表を担当する。

県級以上の地方人民政府環境保護主管部門は、当該行政区域の大気環境質と大気汚染源監視網の建設と管理および大気環境質と大気汚染源監視実施の取りまとめ、当該行政区域の大気環境質状況情報の取りまとめと公表を担当する。

第二十四条 企業・団体その他の事業者は、国の関係規定と監視規範に従い、その排出する工業廃ガスと本法第七十八条に定めるリストに列記された有毒有害大気汚染物質を監視し、原本監視記録を保存しなければならない。そのうち、重点汚染排出事業者は、大気汚染物質排出自動監視設備を設置して使用し、環境保護主管部門の監視設備とネットワーク接続し、監視設備の正常運転を保証し、法に従い排出情報を公開しなければならない。監視の具体的方法と重点汚染排出事業者の条件は、国務院環境保護主管部門が定める。

重点汚染排出事業者リストは、区設置市級以上の地方人民政府環境保護主管部門が国務院環境保護主管部門の定めに従い、管轄行政区域の大気環境収容力、重点大気汚染物質排出総量規制指標の要求および汚染排出事業者の排出する大気汚染物質の種類、数量および濃度などの要因に基づき、関係部門と協議して決定し、社会に公表する。

第二十五条 重点汚染排出事業者は、自動監視データの信頼性と正確性に責任を負わなければならない。環境保護主管部門が重点汚染排出事業者の大気汚染物質排出自動監視設備から送られるデータの異常を発見したときは、速やかに調査しなければならない。

第二十六条 大気環境質監視設備と大気汚染物質排出自動監視設備の侵奪、毀損ないし許可なき移動、改変を禁止する。

第二十七条 国は、大気環境を著しく汚染するプロセス、設備、製品に対し廃棄制度を実行する。

国務院経済総合主管部門は、国務院関係部門と共同で大気環境を著しく汚染するプロセス、設備、製品の廃棄期限を決定し、国家総合産業政策目録に盛り込む。

生産者、輸入者、販売者ないし使用者は、定められた期限内に前項に定める目録に列記された設備と製品の生産、輸入、販売ないし使用を停止しなければならない。プロセスの採用者は、定められた期限内に前項に定める目録に列記されたプロセスの採用を停止しなければならない。

廃棄される設備と製品は、他人の使用に供するために譲渡してはならない。

第二十八条 国務院環境保護主管部門は、関係部門と共同で大気汚染損害評価制度の構築と改善を実施する。

第二十九条 環境保護主管部門およびその委託する環境監察機関、その他の大気環境保護監督管理を担当する部門は、現場検査監視、自動監視、リモートセンサー監視、遠赤外線撮像などの方法で、大気汚染物質を排出する企業・団体その他の事業

者に対し監督検査を行う権限を有する。被検者は正直に状況を伝え、必要な資料を提供しなければならない。検査を実施する部門、機関およびその職員は、被検者の営業秘密を守らなければならない。

第三十条 企業・団体その他の事業者が法令の定め反して大気汚染物質を排出し、著しい大気汚染を引き起こし、もしくは引き起こす可能性のある時、もしくは証拠が滅失または隠匿されたときは、県級以上の人民政府環境保護主管部門その他の大気環境保護監督管理を担当する部門は、関係施設、設備、物品の封印、差押などの行政的強制措置を採ることができる。

第三十一条 環境保護主管部門その他の大気環境保護監督管理を担当する部門は告発電話番号、電子メールアドレスなどを公表し、公衆の告発の便宜を図らなければならない。

環境保護主管部門その他の大気環境保護監督管理を担当する部門が告発を受けるときは、速やかに処理し、かつ告発者に関する情報は秘密にしなければならない。実名で告発した場合は、処理結果などの状況をフィードバックし、告発内容が事実であれば、処理結果を社会に公開し、告発者に報奨を与えなければならない。

告発者が告発された事業者に所属している場合は、当該事業者は解雇、労働契約変更もしくはその他の方法で告発者に報復してはならない。

第四章 大気汚染防止措置

第一節 燃料炭その他エネルギーによる汚染の防止

第三十二条 国務院関係部門と地方各級人民政府は、措置を講じてエネルギー構造を調整し、クリーンエネルギーの生産使用を広め、石炭使用方法を最適化し、石炭のクリーン効率利用を広め、石炭の一次エネルギー消費の比率を段階的に下げ、石炭の生産、使用、転化過程における大気汚染物質排出削減を図らなければならない。

第三十三条 国は、石炭洗選加工を推進し、石炭の硫黄分と灰分を減らし、高硫黄・高灰分石炭の採掘を制限する。新設炭鉱には同時に石炭洗選施設を建設し、石炭の硫黄分と灰分の含有量を規定基準まで下げなければならない。既存の炭鉱は採掘される石炭が低硫黄分、低灰分もしくは基準達成排出している石炭火力発電所が洗選の必要なしとしている場合以外は、定められた期限内に石炭洗選施設を完成させなければならない。

放射性物質およびヒ素などの有毒有害物質を基準を超えて含む石炭の採掘を禁ずる。

第三十四条 国は、石炭クリーン効率利用につながる経済的、技術的政策と措置を講じ、クリーンコール技術の開発と普及を奨励、支援する。

国は、炭鉱企業などが合理的、実行可能な技術措置を採ることを促し、炭層ガスの採掘利用、石炭脈石の総合利用推進を奨励する。炭層ガス採掘利用に従事する場合、炭層ガスの排出は、関連基準と規範に適合しなければならない。

第三十五条 国は、品質基準に適合しない石炭の輸入、販売、燃焼使用を禁じ、良質な石炭の燃焼使用を奨励する。

事業者が石炭、石炭脈石、石炭殻、石炭灰などの物を保管する際は、燃焼防止措置を採り、大気汚染を防止しなければならない。

第三十六条 地方各級人民政府は、民生用散炭の管理を強化し、民生用石炭品質基準に適合しない石炭の販売を禁止し、住民が良質な石炭とクリーンブリケットを用いることを奨励し、省エネ環境型かまどを普及するための措置を採らなければならない。

第三十七条 石油精製企業は、燃料油品質基準に従い燃料油を生産しなければならない。

品質基準に適合しない石油コークスの輸入、販売、燃焼使用を禁止する。

第三十八条 都市の人民政府は、高汚染燃料使用禁止エリアを画定して公布し、大気環境質改善要求に従い、高汚染燃料使用禁止エリアの範囲を段階的に拡大することができる。高汚染燃料の目録は、國務院環境保護主管部門が決定する。

使用禁止エリア内では、高汚染燃料の販売と燃焼使用を禁止する。高汚染燃料燃焼施設の新設、拡張を禁止し、既存の施設は、都市の人民政府が定める期限内に天然ガス、シェールガス、液化石油ガス、電気もしくはその他のクリーンエネルギーに転換しなければならない。

第三十九条 都市建設は、統一計画し、石炭熱供給地区では、熱電併給と集中暖房を推進しなければならない。集中暖房パイプラインが通っている地区では、分散型石炭熱供給ボイラーの新設、拡張を禁ずる。既存の基準達成排出のできない石炭熱供給ボイラーは、都市の人民政府が定める期限内に撤去しなければならない。

第四十条 県級以上の人民政府品質監督部門は、環境保護主管部門と共同でボイラーの生産、輸入、販売、使用段階で環境保護基準もしくは要求の履行状況を監督検査しなければならない。環境保護基準や要求に適合していない場合は、生産、輸入、販売、使用をしてはならない。

第四十一条 石炭火力発電所その他の石炭燃焼事業者は、クリーナープロダクション技術を採用し、除じん、脱硫、脱硝などの設備の付設または技術改良などその他の大気汚染物質排出管理措置を採らなければならない。

国は、石炭燃焼事業者が先進的な除じん、脱硫、脱硝、水銀除去などの大気汚染物質を共に制御する技術と装置を採用し、大気汚染物質の排出削減を図るよう奨励する。

第四十二条 電力配分ではクリーンエネルギー発電の送電を優先しなければならない。

第二節 工業による汚染防止

第四十三条 鉄鋼、建材、非鉄金属、石油、化学工業などの企業が生産プロセスで粉じん、硫化物、窒素酸化物を排出する場合、クリーナープロダクション技術を採用し、除じん、脱硫、脱硝などの設備の付設または技術改良などその他の大気汚染物質排出管理措置を採らなければならない。

第四十四条 揮発性有機化合物を含む原材料と製品を生産、輸入、販売、使用する場合、その揮発性有機化合物の含有量は、品質基準もしくは要求に適合しなければならない。

国は低毒性、低揮発性有機溶剤の生産、輸入、販売、使用を奨励する。

第四十五条 揮発性有機化合物を含む廃ガスを発生させる生産、サービス活動は、密閉空間もしくは設備の中で行わなければならない。また規定に従い汚染防止設備を設置、使用しなければならない。密閉できない場合、廃ガス排出減少措置を採らなければならない。

第四十六条 工業塗装企業は、低揮発性有機化合物を含有する塗料を使用しなければならない。また台帳を作成し、製造原料と副原料の使用量、廃棄量、行き先および揮発性有機化合物含有量を記録しなければならない。台帳の保存期限は三年以上でなければならない。

第四十七条 石油、化学工業、その他有機溶剤を生産、使用する企業は、パイプ、設備の日常的な維持、補修を行い、材料の漏出を減らし、漏出した材料を速やかに捕集処理しなければならない。

石油・ガス貯蔵施設、燃料油・ガス補給所、原油・精製油埠頭、原油・精製油輸送船舶および石油タンクローリー、ガスタンクローリーなどは、国の関係規定に従いガソリン蒸気回収装置を設置し、正しく使用しなければならない。

第四十八条 鉄鋼、建材、非鉄金属、石油、化学工業、製薬、鉱物採掘などの企業は、精密管理を強化し、集中捕集処理などの措置を採り、粉じんとガス状汚染物質の排出を厳格に管理しなければならない。

工業生産企業は密閉、囲い、遮蔽、清掃、散水などの措置を採り、内部材料の貯蔵、輸送、積卸などの段階で発生する粉じんとガス状汚染物質の排出を減らさなければならない。

第四十九条 工業生産、ごみ埋め立てその他の活動によって発生する可燃性ガスを回収利用しなければならず、回収利用条件がない場合は、汚染防止処理をしなければならない。

可燃性ガス回収利用装置が正常に作動しないときは、速やかに修理もしくは交換しなければならない。回収利用装置が正常に作動していない期間にやむを得ず可燃性ガスを排出する場合は、排出する可燃性ガスを十分に燃焼させるか、その他の大気汚染物質排出管理措置を講じなければならず、併せて現地環境保護主管部門に報告し、要求期限内に修理もしくは更新しなければならない。

第三節 自動車・発動機船などによる汚染の防止

第五十条 国は低炭素、環境型の外出を推奨し、都市計画に基づき合理的に燃油自動車保有量を管理し、都市公共交通を強力に発展させ、公共交通機関による外出の比率を高める。

国は財政、税制、政府購入などの措置を講じて、省エネ環境保護タイプと新エネルギーの自動車・発動機船、非道路移動用機械の使用を普及させ、高燃費、高排出の自動車・発動機船、非道路移動用機械の発展を制限し、化石エネルギーの消費を減らす。

省・自治区・直轄市の人民政府は、条件を具備する地区で国家自動車大気汚染物質排出基準中の一定段階の排出上限値を前倒しで執行することができる。それは国務院環境保護主管部門に登録する。

都市の人民政府は、都市交通管理を強化改善し、道路設置の最適化を図り、歩道と無動力車道の連続と円滑な通行を保障しなければならない。

第五十一条 自動車・発動機船、非道路移動用機械は、基準を超えて大気汚染物質を排出してはならない。

大気汚染物質を基準超過排出する自動車・発動機船、非道路移動用機械を生産、輸入、販売することを禁ずる。

第五十二条 自動車と非道路移動用機械の生産企業は、新たに生産する自動車と非道路移動用機械の排出検査を行わなければならない。検査に合格して初めて出荷販売することができる。検査情報は、社会に公開しなければならない。

省級以上の人民政府環境保護主管部門は、現場検査、標本検査などの方法で、新たに生産販売する自動車と非道路移動用機械の大気汚染物質排出状況の監督検査を強化することができる。工業、品質監督、工商行政管理などの部門はそれに協力する。

第五十三条 使用中の自動車は、国もしくは地方の関係規定に従い、自動車排出検査機関で定期的に排出検査を受けなければならない。検査に合格して初めて路上走

行できる。検査に合格しなかった場合、公安機関の交通管理部門は安全技術検査合格マークを交付してはならない。

県級以上の地方人民政府環境保護主管部門は、自動車駐車場、修理場所において使用中の自動車の大気汚染物質排出状況の監督標本検査を行うことができる。正常運行に影響しないことを前提に、リモートセンシング監視などの技術を利用して道路上を走行する自動車の大気汚染物質排出状況の監督標本検査を行うことができる。公安機関の交通管理部門はそれに協力する。

第五十四条 自動車排出検査機関は、法に従い計量認証を受け、検定に合格した自動車排出検査設備を使用し、国务院環境保護行政主管部門が制定した規範に従い、自動車の排出検査を行い、かつ、環境保護主管部門とネットワーク接続し、検査データのリアルタイム共有を実現しなければならない。自動車排出検査機関とその責任者は、検査データの信頼性と正確性に責任を負う。

環境保護主管部門と認証認可監督部門は、自動車排出検査機関の排出検査状況を監督検査しなければならない。

第五十五条 自動車生産と輸入企業は、社会に向けてその生産、輸入する自動車の車種の排出検査情報、汚染制御技術情報、修理技術に関する情報を公開しなければならない。

自動車整備業者は、大気汚染防止の要求と国の関係技術規範に従い、使用中の自動車の修理を行い、規定の排出基準を達成させなければならない。交通運輸と環境保護主管部門は、法に従い監督管理を強化しなければならない。

自動車所有者が自動車汚染制御装置の一時的交換などの不正な方法により自動車排出検査に合格することを禁ずる。自動車整備業者がその種の修理サービスを提供することを禁ずる。自動車車載排出診断システムの破壊を禁ずる。

第五十六条 環境保護主管部門は、交通運輸、住宅・都市農村建設、農業行政、水行政などの関係部門と共同で、非道路移動用機械の大気汚染物質排出状況の監督検査を行わなければならない。検査に合格しなかった場合、使用してはならない。

第五十七条 国は、環境にやさしい運転を推奨し、燃油自動車運転者が道路通行に影響せず、かつ三分以上停車が必要な場合にエンジンを止めて大気汚染物質の排出を減らすことを奨励する。

第五十八条 国は、自動車と非道路移動用機械の環境保護リコール制度を構築する。

生産、輸入企業が自動車、非道路移動用機械の排出する大気汚染物質が基準を超えると知り、それが設計、生産の欠陥もしくは定められた環境耐久性要求に適合しなかった場合、リコールしなければならない。リコールしなかった場合、国务院品質監督部門が国务院環境保護主管部門と共同でリコールを命ずる。

第五十九条 使用中の大型ディーゼル車、非道路移動用機械に汚染制御装置を装着せず、もしくは汚染制御装置が要求に適合せず、排出基準を達成できないときは、装置を装着し、もしくは要求に適合する汚染制御装置に交換しなければならない。

第六十条 使用中の自動車で大気汚染物質排出が基準を超過する場合、修理しなければならない。修理もしくは汚染制御技術使用後もなお大気汚染物質排出が国家の使用中の自動車排出基準に達しないときは、強制廃棄しなければならない。その所有者は、自動車を廃自動車回収解体企業に売り渡さなければならず、廃自動車回収解体企業が国の関係規定に従い登録、解体、処分などの処理を行う。

国は、高排出自動車・発動機船、非道路移動用機械の期限前廃棄を奨励する。

第六十一条 都市の人民政府は大気環境質状況に基づき、高排出非道路移動用機械使用禁止区域を画定し公布することができる。

第六十二条 船舶検査機関は船舶発動機およびその関連設備の排出検査を行う。検査で国家排出基準に合格して初めて運航することができる。

第六十三条 内陸水路と川と海を結ぶ航路の船舶は、基準に適合する普通ディーゼル油を使用しなければならない。外航船は港に停泊後は大気汚染物質制御要求に適合する船舶用燃油を使用しなければならない。

埠頭を新設する際は、岸壁給電設備を計画、設計、建設しなければならない。既存の埠頭は段階的に岸壁給電設備改良を実施しなければならない。港に停泊後は岸壁給電を優先使用しなければならない。

第六十四条 国務院交通運輸主管部門は、沿岸海域に船舶大気汚染物質排出規制区を設定することができる。排出規制区に進入する船舶は、船舶関連排出要求に適合しなければならない。

第六十五条 基準に適合しない自動車・発動機船、非道路移動用機械用燃料の生産、輸入、販売を禁ずる。自動車とバイクに対し普通ディーゼル油およびその他の非自動車用燃料を販売することを禁ずる。非道路移動用機械、内陸水路と川と海を結ぶ航路の船舶に対し残油と重油を販売することを禁ずる。

第六十六条 エンジンオイル、窒素酸化物還元剤、燃料と潤滑油の添加剤およびその他の添加剤の有害物質含有量とその他の大気環境保護指標は、関係基準の要求に適合しなければならず、自動車・発動機船の汚染制御装置の効果と耐久性を損なってはならず、大気汚染物質の排出を新たに増やしてはならない。

第六十七条 国は、民生用航空機の大気汚染防止を積極的に推進し、設計、生産、使用の過程において効果的措置を採り大気汚染物質の排出を減らすことを奨励する。

民生用航空機は、国が定める耐空性基準のエンジン排出物に関する要求に適合しなければならない。

第四節 飛散粉じん汚染防止

第六十八条 地方各級人民政府は建設施工と運輸の管理を強化し、道路の清潔を維持し、資材置き場と残土投棄を規制し、緑地、水面、湿地および地面舗装面積を拡大し、飛散粉じん汚染を防止しなければならない。

住宅・都市農村建設、都市景観・環境衛生、交通運輸、国土資源などの関係部門は、同級人民政府が決めた職責に基づき、飛散粉じん汚染防止業務を適切に行わなければならない。

第六十九条 工事発注者は、飛散粉じん汚染防止の費用を工事費に盛り込み、工事請負契約に施工業者の飛散粉じん汚染防止責任を明確に定めなければならない。施工業者は、具体的な施工時飛散粉じん汚染防止実施プランを制定しなければならない。

建物建設、都市インフラ事業、河道整備および建物解体などの施工業者は、飛散粉じん汚染防止監督管理担当部門に登録しなければならない。

施工業者は、工事現場に硬質フェンスを設置し、覆い、段階分け作業、施工時間選択、散水による粉じん飛散抑制、地面と車両の洗浄などの有効な粉じん防止措置を採らなければならない。工事用土、建設残土、建築ごみは適時に搬出しなければならない。サイト内に置かれたものは、密閉式防じんネットで遮蔽しなければならない。建設残土、建築ごみは資源化処理を行わなければならない。

施工業者は、工事現場に飛散粉じん汚染防止措置、責任者、飛散粉じん監督管理主管部門などの情報を掲示しなければならない。

すぐに着工できない建設用地については、工事発注者が裸地を覆わなければならない。三か月を超えて着工できない場合は、緑化、舗装もしくは遮蔽をしなければならない。

第七十条 石炭、ごみ、残土、砂礫、工事用土、モルタルなどのバルク状、液状資材を輸送する車両は、密閉もしくはその他の措置を採り資材の飛散による粉じん汚染を防止しなければならない。また定められた路線を走行しなければならない。

資材の積み下ろしでは、密閉もしくはスプリンクラーなどの方法で飛散粉じん汚染を防止しなければならない。

都市の人民政府は道路、広場、駐車場その他の公共の場所の清掃管理を強化し、クリーン動力機械化清掃などの低粉じん作業方法を推進し、飛散粉じん汚染を防止しなければならない。

第七十一条 都市河川および河川の沿線、公用地の裸地およびその他の都市裸地は、関係部門が計画に従い緑化もしくは透水性舗装を実施させなければならない。

第七十二条 石炭、石炭脈石、石炭殻、石炭灰、セメント、石灰、石膏、砂礫など飛散粉じんを発生しやすい資材を貯蔵する際は密閉しなければならない。密閉できないときは、貯蔵物の高さより高い厳密なフェンスを設置し、有効な覆いを実施し飛散粉じん汚染を防止しなければならない。

埠頭、鉱山、埋立処分場と残土処分場では、分区作業を実施し、有効な措置を採って飛散粉じん汚染を防止しなければならない。

第五節 農業その他による汚染防止

第七十三条 地方各級人民政府は、農業生産方式転換を推進し、農業循環経済を発展させ、廃棄物総合処理に対する支援を拡大し、農業活動における大気汚染物質排出の制御を強化しなければならない。

第七十四条 農業者は、施肥方式を改善し、科学的かつ合理的に化学肥料を施肥し、国の関係規定に従い農薬を使用し、アンモニア、揮発性有機化合物などの大気汚染物質の排出を減らさなければならない。

人口集中地区で樹木と草花に致死性、高毒性農薬を散布することを禁ずる。

第七十五条 家畜家禽飼育場、飼育団地では適時に汚水、糞便、死体などの収集、貯蔵、搬出、無害化処理を行い、悪臭ガスの排出を防止しなければならない。

第七十六条 各級人民政府およびその農業行政などの関係部門は、先進適正技術の採用を奨励、支援し、茎藁、落葉などの堆肥化、飼料化、エネルギー化、工業原料化、菌床基材化などの综合利用を推進し、茎藁圃場還元、収集一体型農業機械に対する財政補助を拡大しなければならない。

県級人民政府は、茎藁収集、貯蔵、輸送、综合利用のサービス体系の構築を図り財政補助などの措置を講じて、農村集団経済組織、農民専門合作経済組織、企業などが茎藁収集、貯蔵、輸送、综合利用のサービスを実施するよう支援しなければならない。

第七十七条 省・自治区・直轄市の人民政府は、区域を区切って、茎藁、落葉などの野焼きで煙害物質を発生させることを禁じなければならない。

第七十八条 国務院環境保護主管部門は、国務院衛生部門と共同で、大気汚染物質の公衆の健康と生態環境に対する危害と影響の程度に基づき、有毒有害大気汚染物質リストを公布し、リスク管理を実行しなければならない。

前項に定めるリストに列記された有毒有害大気汚染物質を排出する企業・団体は、国の規定に従い環境リスク警報体系を整備し、排出口と周辺環境を定期的に監視し、

環境リスクを評価し、環境ハザードを精査し、有効な措置を採って環境リスクを防がなければならない。

第七十九条 大気中に残留性有機汚染物質を排出する企業・団体その他の事業者および廃棄物焼却施設の運営者は、国の関係規定に従い、残留性有機汚染物質排出削減に有利な技術とプロセスを採用し、有効な浄化装置を配備し、基準達成排出を実現しなければならない。

第八十条 企業・団体その他の事業者の事業活動で悪臭ガスが発生する場合は、科学的に立地を選び、合理的な防護距離を取り、浄化装置の設置もしくはその他の措置を採って、悪臭ガスの排出を防止しなければならない。

第八十一条 油煙を排出する飲食サービス業経営者は、油煙浄化設備を設置して正常に使用し、もしくはその他の油煙浄化措置を採って、油煙を基準達成レベルまで排出し、付近の住民の正常な生活環境を汚染することを防止しなければならない。

居住用建物、専用煙道を設けていない商業・住宅複合ビルおよび商業・住宅複合ビル内で住宅階と隣接する商業階に油煙、異臭、廃ガスを発生させる飲食サービスプロジェクトの新設、改築、拡張を禁ずる。

いかなる組織または個人も現地人民政府が禁止する区域内で屋外バーベキューを行ったり、屋外バーベキューのための場所を提供してはならない。

第八十二条 人口集中地区および法に従い特殊な保護を要する区域内でアスファルト、アスファルト・フェルト、ゴム、プラスチック、皮革、ごみおよびその他有毒有害ばいじんと悪臭ガスを発生させる物質を焼却することを禁ずる。

品質基準に適合しない花火、爆竹を生産、販売、使用することを禁ずる。いかなる組織または個人も都市の人民政府が禁止する時間帯と区域内で花火、爆竹を使用してはならない。

第八十三条 国は文明・グリーン祭祀を奨励、推奨する。

火葬場には除じんなどの汚染防止設備を設置し、正常に使用し、周辺環境への影響を防止しなければならない。

第八十四条 ドライクリーニングや自動車整備などのサービス活動に従事する経営者は、国の関係基準もしくは要求に従い異臭と廃ガスの処理装置などの汚染防止設備を設置し、正常に使用し、周辺環境への影響を防止しなければならない。

第八十五条 国は、オゾン層破壊物質代替品の生産と使用を奨励、支援し、オゾン層破壊物質の生産と使用を段階的に減らして最終的に停止する。

国は、オゾン層破壊物質の生産、使用、輸出入の総量規制と割当量管理を実施する。具体的方法は、国務院が定める。

第五章 重点区域大気汚染共同防止

第八十六条 国は、重点区域大気汚染共同予防管理メカニズムを構築し、重点区域内の大気汚染防止業務を統一調整する。国務院環境保護主管部門は、主体機能区画、区域大気環境質状況、大気汚染輸送拡散法則に基づき、国家大気汚染防止重点区域を画定し、国務院が批准する。

重点区域内の関係する省・自治区・直轄市の人民政府は、主導する地方人民政府を決定し、定期的に合同会議を開き、統一計画、統一基準、統一監視、統一防止措置の要求に従い、大気汚染共同防止を実施し、大気汚染防止目標責任を果たさなければならない。国務院環境保護主管部門は、指導と監督を強化しなければならない。

省・自治区・直轄市は、第一項の規定を参考に管轄行政区域の大気汚染防止重点区域を画定することができる。

第八十七条 国務院環境保護主管部門は国務院関係部門、国家大気汚染防止重点区域内の関係する省・自治区・直轄市の人民政府と共同で、重点区域経済社会発展と大気環境収容力に基づき、重点区域大気汚染共同防止行動計画を策定し、規制目標を明確に定め、区域経済配置の最適化を図り、交通管理を統一計画し、クリーンエネルギーを発展させ、重点防止任務と措置を提示し、重点区域大気環境質の改善を促進する。

第八十八条 国務院経済総合主管部門は、国務院環境保護主管部門と共同で、国家大気汚染防止重点区域産業発展の実情と大気環境質の状況を踏まえ、環境保護、エネルギー消費、安全、品質などの要求をさらに高める。

重点区域内の関係する省・自治区・直轄市の人民政府はより厳格な自動車大気汚染物質排出基準を実施し、使用中の自動車検査方法と排出上限値を統一し、適格な自動車用燃料油を供給しなければならない。

第八十九条 国家大気汚染防止重点区域の大気環境に深刻な汚染をもたらす可能性のある工業団地、開発区、区域産業、発展などの計画の作成に当たっては、法に従い環境影響評価を行わなければならない。計画作成機関は、重点区域内の関係する省・自治区・直轄市の人民政府もしくは関係部門と協議しなければならない。

重点区域内の関係する省・自治区・直轄市に隣接する省・自治区・直轄市の大気環境質に重大な影響を与える可能性のあるプロジェクトを建設する際は、速やかに関係情報を通報し、協議を行わなければならない。

協議意見およびその採択状況は、環境影響評価文書の審査もしくは承認の重要根拠とする。

第九十条 国家大気汚染防止重点区域内に石炭使用プロジェクトを新設、改築、拡張するときは、石炭の等量もしくは減量代替を行わなければならない。

第九十一条 国務院環境保護主管部門は、国家大気汚染防止重点区域の大気環境質監視、大気汚染源監視などの関連情報共有メカニズムを構築させ、監視、シミュレーションおよび衛星、航空測量、リモートセンシングなどの新技術を利用して重点区域内の大気汚染源とその変化動向を分析し、社会に公開しなければならない。

第九十二条 国務院環境保護主管部門と国家大気汚染防止重点区域内の関係する省・自治区・直轄市の人民政府は、関係部門に合同取締、区域横断取締、交叉取締を行わせることができる。

第六章 重汚染気象対応

第九十三条 国は、重汚染気象監視警報体系を構築する。

国務院環境保護主管部門は、国務院気象主管機関などの関係部門、国家大気汚染防止重点区域内の関係する省・自治区・直轄市の人民政府と共同で、重点区域重汚染気象監視警報メカニズムを構築し、警報分級基準を統一する。区域で重汚染気象が発生する可能性があるときは、速やかに重点区域内の関係する省・自治区・直轄市人民政府に通報する。

省・自治区・直轄市・区設市の人民政府環境保護主管部門は、気象主管機関などの関係部門と共同で管轄行政区域の重汚染気象監視警報メカニズムを構築する。

第九十四条 県級以上の地方人民政府は、重汚染気象対応を突発事件緊急対応管理体系に盛り込まなければならない。

省・自治区・直轄市・区設市の人民政府および重汚染気象が発生する可能性のある県級人民政府は、重汚染気象緊急対応計画を制定し、直近上級の人民政府環境保護主管部門に登録し、社会に公表しなければならない。

第九十五条 省・自治区・直轄市・区設市の人民政府環境保護主管部門は、気象主管機関と共同で協議メカニズムを構築し、大気環境質予報を行わなければならない。重汚染気象が発生する可能性があるときは、速やかに同級人民政府に報告しなければならない。省・自治区・直轄市・区設市の人民政府は、重汚染気象予報情報に基づき、総合的に検討、判断を行い、警報等級を決定して速やかに警報を発出する。警報等級は、状況の変化に応じ随時調整する。いかなる組織または個人も許可なく重汚染天気予報、警報情報を社会に公表してはならない。

警報情報発表後、人民政府及びその関係部門はテレビ、ラジオ、ネットワーク、ショートメッセージサービスなどを通じて公衆に防護措置を採るよう告知し、公衆の外出とその他関係社会活動の調整を指導しなければならない。

第九十六条 県級以上の地方人民政府は、重汚染気象の警報等級に従い、速やかに緊急対応計画を発動し、緊急対応需要に基づき関係企業の操業停止もしくは生産制限、一部の自動車の走行制限、花火と爆竹の使用禁止、工事現場の土石作業と建物解体工事の停止、屋外でのバーベキューの禁止、幼稚園と学校の屋外活動の停止、

気象に人工的な影響を与える作業の実施などの緊急対応措置を採らなければならない。

緊急対応終了後、人民政府は、速やかに緊急対応計画実施状況の評価を行い、適時に緊急対応計画を改訂、改善しなければならない。

第九十七条 大気汚染をもたらす突発環境事件が発生したときは、人民政府およびその関係部門、関連企業・団体は、「中華人民共和国突発事件対応法」、「中華人民共和国環境保護法」の定めに従い、緊急処理を行わなければならない。環境保護主管部門は、速やかに突発環境事件により発生した大気汚染物質を監視し、社会に監視情報を公表しなければならない。

第七章 法的責任

第九十八条 本法の規定に違反し、現場立ち入り拒否などの方法で環境保護主管部門及びその委託された環境監察機関もしくはその他の大気環境保護監督管理責任部門の監督検査を拒否し、もしくは監督検査を受ける際に不正行為があった場合は、県級以上の人民政府環境保護主管部門もしくはその他の大気環境保護監督管理責任部門が是正を命じ、二万元以上、二十万元以下の過料に処す。治安管理違反を構成する行為は、公安機関が法に従い処罰する。

第九十九条 本法の規定に違反する以下のいずれかの行為があった場合は、県級以上の人民政府環境保護主管部門が是正もしくは生産制限、生産を停止しての是正を命じ、併せて十万元以上、百万元以下の過料に処す。行為が悪質な場合は、批准権を有する人民政府の批准を経て、操業停止、閉鎖を命ずる。

(一) 法に従い汚染排出許可証を取得せずに大気汚染物質を排出していたとき。

(二) 大気汚染物質排出基準を超過し、もしくは重点大気汚染物質排出総量規制指標を超過して大気汚染物質を排出していたとき。

(三) 監督管理を逃れて大気汚染物質を排出していたとき。

第一百条 本法の規定に違反する以下のいずれかの行為があった場合は、県級以上の人民政府環境保護主管部門が是正を命じ、二万元以上、二十万元以下の過料に処す。是正を拒否した場合は、生産を停止しての是正を命ずる。

(一) 大気環境質監視設備もしくは大気汚染物質排出自動監視設備を侵奪、毀損もしくは許可なく移動、変更したとき。

(二) 規定に従って排出する工業廃ガスと有毒有害大気汚染物質を監視し、原本監視記録を保存していなかったとき。

(三) 規定に従って大気汚染物質排出自動監視設備を設置、使用しなかったとき、もしくは規定に従って環境保護主管部門の監視設備と接続し、監視設備の正常運転を保証しなかったとき。

(四) 重点汚染排出事業者が自動監視データを公開しなかったとき、もしくは正直に公開しなかったとき。

(五) 規定に従って大気汚染物質排出口を設置しなかったとき。

第一百一条 本法の規定に違反し、国家総合産業政策目録で禁止された設備と製品を生産、輸入、販売、使用し、国家総合産業政策目録で禁止されたプロセスを採用し、もしくは、廃棄した設備と製品を他人の使用のために譲渡したときは、県級以上の人民政府経済総合主管部門と出入国検査検疫機関が職責に応じて是正を命じ、違法所得を没収し、商品の金額の二倍以上、四倍以下の過料に処す。是正を拒んだときは、批准権のある人民政府の批准を経て操業停止、閉鎖を命ずる。輸入手続きが密輸を構成する場合は、税関が法に従い処罰する。

第一百二条 本法の規定に違反し、炭鉱に選炭施設を建設しなかったときは、県級以上の人民政府エネルギー主管部門が是正を命じ、十万元以上、百万元以下の過料に処す。是正を拒否した場合は、批准権を有する人民政府の批准を経て操業停止、閉鎖を命ずる。

本法の規定に違反し、放射性物質とヒ素などの有毒有害物質を基準を超過して含む石炭を採掘していたときは、県級以上の人民政府が国务院の定める権限に従い操業停止、閉鎖を命ずる。

第一百三条 本法の規定に違反する以下のいずれかの行為があった場合は、県級以上の地方人民政府の品質監督、工商行政管理部門が職責に応じて是正を命じ、原材料、製品および違法所得を没収し、併せて商品金額の二倍以上、四倍以下の過料に処す。

(一) 品質基準に適合しない石炭、石油コークスを販売したとき。

(二) 揮発性有機化合物含有量が品質基準もしくは要求に適合しない原料と製品を生産、販売したとき。

(三) 基準に適合しない自動車・発動機船および非道路移動用機械用の燃料、エンジンオイル、窒素酸化物還元剤、燃料と潤滑油の添加剤およびその他の添加剤を生産、販売したとき。

(四) 使用禁止区域内で高汚染燃料を販売したとき。

第一百四条 本法の規定に違反する以下のいずれかの行為があった場合は、出入国検査検疫機関が是正を命じ、原材料、製品および違法所得を没収し、併せて商品金額の二倍以上、四倍以下の過料に処す。密輸を構成するときは、税関が法に従い処罰する。

(一) 品質基準に適合しない石炭、石油コークスを輸入したとき。

(二) 揮発性有機化合物含有量が品質基準もしくは要求に適合しない原材料、製品を輸入したとき。

(三) 基準に適合しない自動車・発動機船および非道路移動用機械用の燃料、エンジンオイル、窒素酸化物還元剤、燃料と潤滑油の添加剤およびその他の添加剤を輸入したとき。

第百五条 本法の規定に違反し、事業者が品質基準に適合しない石炭、石油コークスを使用したときは、県級以上の人民政府環境保護主管部門が是正を命じ、商品金額の二倍以上、四倍以下の過料に処す。

第百六条 本法の規定に違反し、基準もしくは要求に適合しない船舶用燃料油を使用したときは、海事管理機関、漁業主管部門が職責に応じ一万元以上、十万元以下の過料に処す。

第百七条 本法の規定に違反し、使用禁止区域内に高汚染燃料を使用する施設を新設、拡張し、もしくは規定に従って高汚染燃料の使用を停止せず、もしくは都市集中暖房配管網がカバーしている地区に分散型石炭燃焼暖房ボイラーを新設、拡張し、もしくは規定に従って既存の排出基準を満たすことのできない石炭燃焼暖房ボイラーを撤去しなかったときは、県級以上の人民政府環境保護主管部門が高汚染燃料燃焼設備を没収し、石炭燃焼ボイラーを撤去させ、併せて二万元以上、二十万元以下の過料に処す。

本法の規定に違反し、規定の基準もしくは要求に適合しないボイラーを生産、輸入、販売、使用したときは、県級以上の人民政府の品質監督、環境保護主管部門が是正を命じ、違法所得を没収し、併せて二万元以上、二十万元以下の過料に処す。

第百八条 本法の規定に違反する以下のいずれかの行為があった場合は、県級以上の人民政府環境保護主管部門が是正を命じ、二万元以上、二十万元以下の過料に処す。是正を拒否したときは、生産を停止しての是正を命ずる。

(一) 揮発性有機化合物含有廃ガスを発生させる生産とサービス活動を、密閉空間もしくは設備の中で行わず、規定に従って汚染防止設備を設置、使用せず、もしくは廃ガス排出削減措置を採らなかったとき。

(二) 工業塗装企業が揮発性有機化合物含有量の少ない塗料を使用せず、もしくは台帳を作成、保存しなかったとき。

(三) 石油、化学工業およびその他の有機溶剤を生産、使用する企業が、パイプ、設備の日常保守、修理を行わず、材料漏出の減少もしくは漏出した材料を速やかに回収する処理を行わなかったとき。

(四) 石油・ガス貯蔵施設、燃料油・ガス補給所、ガスタンクローリーに、国家规定に従いガソリン蒸気回収装置を設置せず、もしくは正常に使用しなかったとき。

(五) 鉄鋼、建材、非鉄金属、石油、化学工業、製薬、鉱物採掘などの企業が、集中回収処理、密閉、囲い、遮蔽、清掃、散水などの措置を採らず、粉じんとガス状汚染物質の排出を制御、削減しなかったとき。

(六) 工業生産、ごみ埋立もしくはその他の活動において発生した可燃性ガスを回収利用せず、回収利用条件がないにもかかわらず汚染防止処理をせず、もしくは可燃性ガス回収利用装置が正常に作動しないにもかかわらず速やかに修理もしくは更新を行わなかったとき。

第百九条 本法の規定に違反し、汚染物質排出基準超過の自動車、非道路移動用機械を生産したときは、省級以上の人民政府環境保護主管部門が是正を命じ、違法所得を没収し、併せて商品金額の二倍以上、四倍以下の過料を科し、汚染物質排出基準に達しない自動車、非道路移動用機械を没収し廃棄する。是正を拒んだときは、生産を停止しての是正を命じ、國務院自動車生産主管部門が当該車種の生産停止を命ずる。

本法の規定に違反し、自動車、非道路移動用機械生産企業がエンジン、汚染制御装置に不正な細工をし、欠陥品を合格品と偽り、排出検査合格製品と見せかけて出荷、販売したときは、省級以上の人民政府環境保護主管部門が生産を停止しての是正を命じ、違法所得を没収し、併せて商品金額の二倍以上、四倍以下の過料を科し、汚染物質排出基準に達しない自動車、非道路移動用機械を没収し廃棄し、併せて國務院自動車生産主管部門が当該車種の生産停止を命ずる。

第百十条 本法の規定に違反し、汚染物質排出基準を超過する自動車、非道路移動用機械を輸入、販売したときは、県級以上の人民政府工商行政主管部門、出入国検査検疫機関が職責に従い違法所得を没収し、併せて商品金額の二倍以上、四倍以下の過料を科し、汚染物質排出基準に達しない自動車、非道路移動用機械を没収し廃棄する。輸入行為が密輸を構成するときは、税関が法に従い処罰する。

本法の規定に違反し、販売した自動車、非道路移動用機械が汚染物質排出基準に適合しなかったときは、販売者は修理、交換、返品を行わなければならない。購入者に損害を与えた場合は、販売者は損害を賠償しなければならない。

第百十一条 本法の規定に違反し、自動車生産、輸入企業が、生産、輸入する自動車の排出検査情報もしくは汚染制御技術情報を規定に従い社会に公表しなかったときは、省級以上の人民政府環境保護主管部門が是正を命じ、五万元以上、五十万元以下の過料に処す。

本法の規定に違反し、自動車生産、輸入企業が規定に従い、生産、輸入する自動車の修理技術情報を社会に公表しなかったときは、省級以上の人民政府交通運輸主管部門が是正を命じ、五万元以上、五十万元以下の過料に処す。

第一百二十二条 本法の規定に違反し、自動車、非道路移動用機械の排出検査結果を偽造し、もしくは虚偽の排出検査報告を発行したときは、県級以上の人民政府環境保護主管部門が違法所得を没収し、併せて十万元以上、五十万元以下の過料に処す。行為が悪質な場合は、資格認定担当部門がその検査資格を取り消す。

本法の規定に違反し、船舶排出検査結果を偽造し、もしくは虚偽の排出検査報告を発行したときは、海事管理機関が法に従い処罰する。

本法の規定に違反し、自動車汚染制御装置の一時的交換などの不正な方法で自動車排出検査に合格し、もしくは自動車車載排出診断システムを破壊したときは、県級以上の人民政府環境保護主管部門が是正を命じ、自動車の所有者に五千元の過料に処す。自動車整備事業者に対しては自動車1台につき五千元の過料に処す。

第一百二十三条 本法の規定に違反し、自動車運転者が排出検査に不合格の自動車を道路上で運転したときは、公安機関の交通管理部門が法に従い処罰する。

第一百二十四条 本法の規定に違反し、排出が不合格な非道路移動用機械を使用し、もしくは使用中の大型ディーゼル車、非道路移動用機械に規定に従い汚染制御装置を装着、交換しなかったときは、県級以上の人民政府環境保護などの主管部門が職責に従い是正を命じ、五千元の過料に処す。

本法の規定に違反し、高排出非道路移動用機械使用禁止区域で高排出非道路移動用機械を使用したときは、都市の人民政府環境保護などの主管部門が法に従い処罰する。

第一百二十五条 本法の規定に違反し、施工業者に以下のいずれかの行為があった場合は、県級以上の人民政府住宅・都市農村建設などの主管部門が職責に従い是正を命じ、一万元以上、十万元以下の過料に処す。是正を拒否したときは、生産を停止しての是正を命ずる。

(一) 工事現場に硬質密閉フェンスを設置せず、もしくはカバー、段階分け作業、工事時間制限、散水、地面と車両の洗浄などの有効な粉じん飛散防止措置を採らなかったとき。

(二) 工所用土、建設残土、建築ごみを速やかに搬出せず、もしくは密閉式防じんネットで遮蔽しなかったとき。

本法の規定に違反し、工事発注者がすぐに着工できない建設用地の裸地を覆わなかったとき、もしくは三か月を超えて着工できない建設用地の裸地を緑化、舗装もしくは遮蔽しなかったときは、県級以上の人民政府住宅・都市農村建設などの主管部門が前項の規定に従い処罰する。

第一百二十六条 本法の規定に違反し、石炭、ごみ、残土、砂礫、工所用土、モルタルなどのバルク状、液状資材を運ぶ車両に、密閉もしくはその他の資材散乱防止措置を採らなかったときは、県級以上の人民政府が定めた監督管理部門が是正を命じ、

二千元以上、二万元以下の過料に処す。是正を拒否したときは、車両の路上走行を禁ずる。

第一百七条 本法の規定に違反する以下のいずれかの行為があったときは、県級以上の人民政府環境保護などの主管部門が職責に従い是正を命じ、一万元以上、十万元以下の過料に処す。是正を拒否したときは、生産を停止しての是正もしくは営業を停止しての是正を命ずる。

(一) 石炭、石炭脈石、石炭殻、石炭灰、セメント、石灰、石膏、砂礫などの飛散粉じんが生じやすい資材を密閉しなかったとき。

(二) 密閉できない飛散粉じんが生じやすい資材に、貯蔵物の高さより高い厳密なフェンスを設置しなかったとき、もしくは有効な覆いを実施して飛散粉じん汚染を防止しなかったとき。

(三) 資材の積み下ろしの際に密閉もしくはスプリンクラーなどの方法で飛散粉じん排出を制御しなかったとき。

(四) 石炭、石炭脈石、石炭殻、石炭灰などの資材の貯蔵で、燃焼防止措置を採らなかったとき。

(五) 埠頭、鉱山、埋立処分場と残土処分場で有効な措置を採って飛散粉じん汚染を防止しなかったとき。

(六) 有毒有害大気汚染物質に列記された有毒有害大気汚染物質を排出する企業・団体が、規定に従って環境リスク警報体系を整備せず、もしくは排出口と周辺環境を定期的に監視し、環境ハザードを精査し、併せて有効な措置を採って環境リスクを防がなかったとき。

(七) 大気中に残留性有機汚染物質を排出する企業・団体その他の事業者および廃棄物焼却施設の運営者が、国の関係規定に従い、残留性有機汚染物質排出削減に有利な技術とプロセスを採用し、有効な浄化装置を配備しなかったとき。

(八) 悪臭ガス排出防止措置を採らなかったとき。

第一百八条 本法の規定に違反し、油煙を排出する飲食サービス業経営者が油煙浄化設備を設置せず、油煙浄化設備を正常に使用せず、もしくはその他の油煙浄化措置を採らず、排出基準を超過して油煙を排出したときは、県級以上の地方人民政府が定めた監督管理部門が是正を命じ、五千元以上、五万元以下の過料に処す。是正を拒否したときは、生産を停止しての是正を命ずる。

本法の規定に違反し、居住用建物、専用煙道を設けていない商業・住宅複合ビルおよび商業・住宅複合ビル内で住宅階と隣接する商業階に油煙、異臭、廃ガスを発生させる飲食サービスプロジェクトを新設、改築、拡張したときは、県級以上の地

方人民政府が定めた監督管理部門が是正を命ずる。是正を拒否したときは、閉鎖し、併せて一万元以上、十万元以下の過料に処す。

本法の規定に違反して、現地人民政府が禁止する時間帯や区域内で屋外バーベキューを行ったり、屋外バーベキューのための場所を提供したときは、県級以上の地方人民政府が定めた監督管理部門が是正を命じ、バーベキュー用具と違法所得を没収し、併せて五百元以上、二万元以下の過料に処す。

第一百十九条 本法の規定に違反して、人口集中地区で樹木、草花に致死性、高毒性農薬を散布し、もしくは屋外で茎藁、落葉などの野焼きで煙害物質を発生させたときは、県級以上の人民政府が定めた監督管理部門が是正を命じる。併せて五百元以上、二千元以下の過料に処することができる。

本法の規定に違反して、人口集中地区および法に従い特殊な保護を要する区域内でアスファルト、アスファルト・フェルト、ゴム、プラスチック、皮革、ごみおよびその他有毒有害ばいじんと悪臭ガスを発生させる物質を焼却したときは、県級人民政府が定めた監督管理部門が是正を命じ、事業者には一万元以上、十万元以下の過料を科し、個人には五百元以上、二千元以下の過料を科す。

本法の規定に違反し、都市の人民政府が禁止する時間帯や区域内で花火、爆竹を使用したときは、県級以上の地方人民政府が定めた監督管理部門が法に従い処罰する。

第一百二十条 本法の規定に違反し、ドライクリーニングや自動車整備などのサービス活動に従事する経営者が、異臭と廃ガスの処理装置などの汚染防止設備を設置して正常に使用せず、周辺環境へ影響を与えたときは、県級以上の地方人民政府環境保護主管部門が是正を命じ、二千元以上、二万元以下の過料に処す。是正を拒否したときは、操業を停止しての是正を命ずる。

第一百二十一条 本法の規定に違反して、許可なく重汚染天気予報、警報情報を社会に公表し、治安管理違反行為を構成したときは、公安機関が法に従い処罰する。

本法の規定に違反し、工事現場の土石作業もしくは建物解体工事の停止などの重汚染気象緊急対応措置の実施を拒否したときは、県級以上の地方人民政府が定めた監督管理部門が一万元以上、十万元以下の過料に処す。

第一百二十二条 本法の規定に違反し、大気汚染事故を起こしたときは、県級以上の人民政府環境保護主管部門が本条第二項の規定により過料に処す。直接担当していた管理職およびその他の直接責任者には前年度当該企業・団体から得た収入の百分の五十以下の過料を科すことができる。

一般的もしくは大きな大気汚染事故を起こしたときは、汚染事故によって生じた直接損害の二倍以上、四倍以下で過料を計算する。重大もしくは特大大気汚染事故

のときは、汚染事故によって生じた直接損害の四倍以上、六倍以下で過料を計算する。

第二百二十三条 本法の規定に違反し、企業・団体その他の事業者に以下のいずれかの行為があり、過料処分を受け、是正を命じられても是正を拒否したときは、法に従い処分決定をした行政機関が是正命令の翌日から起算して、原処分数額によって毎日連続して処分する。

(一) 法に従い汚染排出許可証を取得せずに大気汚染物質を排出したとき。

(二) 大気汚染物質排出基準を超えて、もしくは重点大気汚染物質排出総量規制指標を超えて大気汚染物質を排出したとき。

(三) 監督管理忌避などの方法で大気汚染物質を排出したとき。

(四) 建設工事もしくは飛散粉じんが発生しやすい資材の貯蔵にあたって、飛散粉じん汚染防止の有効な措置を採らなかったとき。

第二百二十四条 本法の規定に違反し、告発者に対し解雇、労働契約変更もしくはその他の方法で報復したときは、関係法令の規定に従い責任を負わなければならない。

第二百二十五条 大気汚染物質を排出して損害を生じたときは、法に従い不法行為責任を負わなければならない。

第二百二十六条 地方各級人民政府、県級以上の人民政府環境保護主管部門およびその他大気環境保護監督管理に責任を負う部門およびその職員が職権乱用、職務怠慢、情実による不正行為、偽装工作を行った場合は、法に従い処分する。

第二百二十七条 本法の規定に違反し、犯罪を構成するときは、法に従い刑事責任を追及する。

第八章 付則

第二百二十八条 海洋構造物の大気汚染防止は、「中華人民共和国海洋環境保護法」の関係規定を執行する。

第二百二十九条 本法は、2016年1月1日より施行する。